

令和8年度 河内長野市学校給食用物資納入業者登録要綱

1. 登録申請品目

給食用物資の業種区分は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 獣鳥肉類 | ⑪ 生鮮果実類 |
| ② 肉加工品（ハム・ソーセージ類） | ⑫ 缶詰類 |
| ③ 魚介類 | ⑬ 塩干、乾物類 |
| ④ 水産練製品 | ⑭ 調味料、香辛料 |
| ⑤ 大豆製品 | ⑮ 冷凍青果類 |
| ⑥ 卵 | ⑯ 冷凍調理加工品 |
| ⑦ 乳製品 | ⑰ デザート、菓子類 |
| ⑧ こんにゃく類 | ⑱ 炊込み材料 |
| ⑨ 粉食製品 | ⑲ その他 |
| ⑩ 生鮮野菜、芋類 | ⑳ 物品 |

2. 給食物資納入等に関する注意事項

- ① 食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、その他関係法令等に規定されている製造、表示等の基準や成分規格等に適合するものであること。
- ② 見積価格については、外税とすること。見積照会の結果、連続して2回不参加の場合は、3回目からの見積照会を行わない。また、連続して未提出の品目については、次年度からその品目に関しての登録を取り消すことがある。
※年間使用回数が少ない物資についてはこの限りではない。
- ③ 配送車については、食品の温度管理が適切に行えるものを使用すること。
- ④ 決められた期日、時間までに納入すること。交通事情等により納入が遅れる場合は必ず事前に連絡をいれること。
 - 前日納品の場合は、必ず午後12時45分～午後3時までに完納すること。
 - 当日納品の場合は、午前7時45分～午前8時15分までに完納すること。
 - ・ 獣鳥肉類は当日納品とし、前日製造したもの（日曜・祝日は例外とする）を納品すること。

※ただし、土・日曜日・祝日の納入は禁ずる。土日祝日あけ使用のもので期限が短いもの、傷みやすい野菜類など使用状況によっては当日納品とする場合がある。また、品目・状況により時間指定を依頼することがある。
- ⑤ 入札時に提示した見本、規格、銘柄とセンターへの納入品とが相違しないこと。万一相違した場合は、即時取り替えること。
- ⑥ 必ず、事務局の検収担当者の検品を受けてから搬入すること。伝票と食品を置き去りにして、帰ることのないようにすること。納入伝票には、品名、数量、単価等の必要な事項を明確に記入し、センターへ1部提出し、1部は業者において保管すること。
- ⑦ 一般物資は納品時に商品名・製造会社名・賞味(消費)期限(または製造年月日)等が明確に表示されているものを納品すること。無地箱・無地袋で納入しないこと。青果物は産地が明確に記載されているものを納入すること。※産地が確認できない場合別途産地証明等を提出していただく場合があります。(手書きでの表記は不可)
- ⑧ 注文数量の変更は原則として毎週月曜（次の週の月・火・水曜日使用分）と木曜日（次の週の木・金曜日使用分）に河内長野市学校給食会(以下、「給食会」という。)より連絡を行うので、その変更

受理後に納入すること。※上記の変更期日で変更が間に合わない場合は事前に電話で相談すること。

- ⑨ 社会事情により、規格・品目・産地・数量等の変更を依頼する場合がある。
- ⑩ 個数ものについては100個につき1個(1%)の補充をいれること。
- ⑪ 納品までに流通経路報告書(指定の様式)と細菌検査結果(指定したもの)を必ず提出すること。細菌検査結果について、肉類は一般細菌・大腸菌・サルモネラ・カンピロバクター・ブドウ球菌、その他食品は納品される同一ロットのもので、一般細菌・大腸菌・黄色ブドウ球菌は必ず行うこと。牛肉については個体識別番号が記載された書類を事前に提出すること。
- ⑫ 検便結果の提出については、従業員を対象とし毎月1回おこなうこと。納入までに提出すること。
- ⑬ 請求書は使用月分を一括計算して作成し、翌月の1日から10日までに給食会に提出すること。なお、支払いは原則として給食会が請求書を受理した日から30日以内に指定口座に振り込み、振込手数料は河内長野市学校給食会が支払うものとする。
- ⑭ 規格外、数量不足、納入日時の遅れ等の理由により、著しく給食会が損害を受けた場合は、登録の取り消し及び損害賠償請求を行うことがある。ただし、天災地変等のやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。
- ⑮ 従事者に、感染症またはこれに類する患者が発生した場合は、即刻に給食会へ届け出ること。
- ⑯ 以上の他、物資納入に関する事項については、その都度給食会及び保健所の指示に従うこと。
- ⑰ 異物混入等により品物に異常が確認された場合は必ず原因究明をし、給食会の判断で報告書の提出が必要となった場合は速やかに報告書を提出すること。
- ⑱ 事業者その他の団体等の代表者又は役員が、河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同上第3号に規定する暴力団密接関係でないことに該当しているかどうかを、給食会は必要に応じて調査することができる。調査等により、該当していると判明した場合、登録の取り消し及び契約の解除を行う。

3. 審査

- (1) 申請のあった業者については、河内長野市学校給食会物資納入業者選定委員会で審査し、会長の承認を得て登録する。
- (2) 登録業者選定基準に基づき書類審査、及び必要に応じて実地調査とする。
- (3) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）の規定に基づき、申請書・添付書類に記載されている情報を警察に照会する場合がある。また、申請内容について詳細な資料を求める場合がある。

4. 登録

- (1) 学校給食物資納入業者選定委員会において、登録が適切と決定された業者に対しては、登録時に必要な書類を提出後、登録承認書を交付する。
- (2) 登録時の提出書類は次のとおりとする。
 - ① 誓約書
 - ② 振込み指定口座届・代金請求及び領収書使用印鑑
 - ③ 入札案内の送付様式希望届
 - ④ 入札案内を郵送で希望される場合は返信用封筒及び切手（110円×11ヶ月分）
- (3) 登録有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日納入分の1年間とする。